

別表十八の二 「法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書」

1 この表の用途

この表は、連結親法人（普通法人に限ります。）が連結中間申告をする場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「税務署処理欄」		記載しないでください。
「修正・更正・決定の年月日」	当該連結事業年度開始の日以後 6 月を経過した日の前日までに最後に修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
「前連結事業年度の法人税額」の「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額」	前連結事業年度に措置法第68条の67第 1 項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、当該前連結事業年度の別表一の二(一)「10」の外書の金額又は別表一の二(三)「8」の外書の金額を加えた金額を記載します。	
「月数換算」	「同上の税額× $\frac{6}{\text{分母}}$ 」の分母の空欄には、前期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「納付すべき法人税額」	連結親法人が法第81条の19第 1 項（第 1 号イ又はロに係る部分に限ります。）若しくは第 2 項から第 6 項まで《連結中間申告》又は平成22年改正前の法第81条の19第 2 項から第 6 項まで《連結中間申告》若しくは平成22年改正前の令第155条の47第 1 項《連結中間納付額の調整》の規定の適用を受ける場合には、別表十八の二付表一「18」の金額を移記します。	

3 根拠条文

法81の19、平成22年改正前の法81の19、平成22年改正前の令155の47、規則37の 8